各地区サッカー協会 御中 道各種サッカー・フットサル・ビーチ連盟 御中 HKFA 理事・監事・特任理事 各位

> 公益財団法人北海道サッカー協会 規律委員会 委員長 中澤 拓朗

JFA 懲罰規程の改正について (通達)

日頃より本協会の事業へご理解とご協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、JFA 懲罰規程の改正があり 2024 年 4 月 1 日より施行されました。今回の改正は、「警告」及び「退場」に伴う懲罰を国際基準に合わせた見直しとなります。懲罰基準の分類及び量刑をFIFA、AFCの基準に合わせて整理したもので、その中で最も影響のある改正は、"著しい反則行為"が最低 1 試合から最低 2 試合の出場停止処分となりました。その他の改正については JFA 懲罰規程をご確認ください。

各団体におかれましては、関連団体、審判委員会及びチーム等に周知をお願いいたします。

以下、JFA 懲罰規程より抜粋

2. 退 場

競技規則に基づき主審が退場を命じた場合、規律委員会は、以下の各号の定めにより 懲罰を科す。

- 2-1. 相手チームの決定的得点機会の阻止 1 試合の出場停止
- 2-3. 著しい反則行為 最低2試合の出場停止及び罰金(※)
- 2-6. 選手等に対する暴行(肘打ち、パンチ、蹴り、噛みつき、唾を吐きかける又は殴打する等)

最低3試合の出場停止及び罰金(※)

2-9. 審判員に対する攻撃的、侮辱的若しくは暴力的言葉又はジェスチャーの使用 最低 4 試合の出場停止及び罰金 (※)

※特段の定めのない限り、アマチュア選手等に対しては、罰金を科さないものとする。

(参考資料)JFA 懲罰規程

https://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/br26.pdf